令和９年度
償却資産（固定資産税）の申告の手引

固定資産税の課税対象には、土地、家屋及び償却資産（事業用資産）があります。

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（機械、器具、備品等）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

ただし、無形減価償却資産（特許権、アプリケーションソフトウェア等）、自動車税及び軽自動車税の対象を除きます。

○償却資産の具体例

資産の種類		具体例
1	構築物（建物付属設備を含む）	舗装路面、看板、門、塀、ビニールハウス、テナントの造作等
2	機械及び装置	各種製造機械、自走式作業用機械、太陽光発電設備等
3	船舶	漁船、ボート、釣り船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、鉄道車両等
6	工具、器具及び備品	エアコン、パソコン、金型、看板、陳列棚、複合機等

償却資産の所有者は毎年1月1日現在の豊橋市内に所在する償却資産の申告が義務付けられています（地方税法第383条）。この手引を参考に、同封の申告書等を申告期限までにご提出ください。

1 申告期限

令和9年2月1日（月）

期限間近は、大変混雑するため
1月15日（金）までに提出をお願いします

2 申告書類

提出書類	提出部数	備考
償却資産申告書 （償却資産課税台帳）	1部 （提出用）	○ 償却資産申告書と種類別明細書の書式が変わりました。 ○ 複写式ではなくなりましたので控えが必要な方は、 P19を参照してください。 ○ 資産が昨年から変わらない場合も申告が必要です。
種類別明細書 （全資産用・プレ申告用）	1部 （提出用）	

※ 新たに課税標準の特例又は非課税の適用を受ける資産を取得した方は、別途提出書類があります。（P9、10参照）

3 提出方法

郵送、電子申告（eLTAX）又は市役所（東館２階）資産税課⑳窓口へ持参

郵送の際は右のラベルを切取り封筒に貼り付けてご利用ください→

✿豊橋市役所ホームページのご案内✿
https://www.city.toyohashi.lg.jp/7017.htm
豊橋市 資産税課 償却資産 検索

豊橋市

✂キリトリ✂

〒440-8501
豊橋市今橋町１番地

豊橋市役所　資産税課
償却資産担当　行

（償却資産申告書在中）

目次

項目	ページ
１　申告にあたって	2
２　国税資料等の閲覧	4
３　実地調査の実施	4
４　国税（所得税・法人税）と固定資産税（償却資産）の違い	4
５　償却資産の区分	5
６　災害減免	7
７　償却資産台帳の閲覧	7
８　納期	7
９　増加償却の適用	7
１０　償却資産の評価	8
１１　税額の決定	8
１２　課税標準の特例及び非課税の適用	9
１３　申告間違いが多い資産	１１
１４　eLTAX の利用案内	１２
１５　償却資産申告書・種類別明細書の書き方	１３
１６　Ｑ＆Ａ　～よくある質問～	１７

令和８年９月　現在

1　申告にあたって

（1）申告が必要な方

令和９年１月１日現在、豊橋市内に償却資産を所有している方。
なお、以下の方も申告が必要です。

① 所有権転移リース（リース契約終了後、所有者が借主に変わる）の場合、原則として償却資産を使用している借主の方
② 所有権転移外リース（リース契約終了後、所有者が借主に変わらない）の場合、償却資産を所有している貸主の方
③ 割賦販売等、所有権が売主に留保している場合、原則として買主の方
④ 償却資産の所有者が不明の場合、使用している方
⑤ 償却資産を共有している方(各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、共有名義で申告)
⑥ 特定附帯設備（内装、造作、建築設備等）を取付けた賃借人（テナント）等の方

※前年中に廃業、転出、吸収合併、相続等があった方もその旨を申告してください。

（2）申告の対象となる資産

耐用年数が１年を超え、取得価額が１０万円以上の資産又は、１０万円未満であっても減価償却資産として固定資産に計上している資産。

なお、以下の資産も申告の対象となります。

① 償却済資産（固定資産税における償却資産の評価額の最低限度額は、取得価額の５％）
② 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）でも、事業用に供することができる資産
③ 建設仮勘定で経理されていても、１月１日現在事業の用に供されている資産
④ 遊休資産、未稼働資産でも、１月１日現在事業のように供することができる資産
⑤ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
⑥ 改良費（資産の耐用年数を延長又は資産の価値を増加させる場合）に該当する費用（本体部とは区分し、改良部分ごとに評価を行う）
⑦ 福利厚生の用に供する（社員寮、医療施設、食堂施設、娯楽施設等で使用される）資産
⑧ 賃借人（テナント）が賃借している家屋に取付けた特定附帯設備（内装、造作、建築設備等）家屋の賃借人等（テナント）が取付けた附帯設備であって、家屋と不可分一体となったものは、そのテナントの事業の用に供するために取付けたものに限りその取付けた者を所有者とみなし、テナントの償却資産として取扱う

（3）申告の対象とならない資産

① 家屋として評価されている資産
自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修された場合の費用も、家屋の評価に含まれるため、申告対象外
② 自動車税又は軽自動車税が課税されている自動車
③ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
④ 非減価償却資産（書画、骨とう品等で希少価値を有し代替性のないもの）
ただし、複製品等で、装飾的な目的で使用しているものは申告の対象
⑤ 生物（観賞用・興行用等の生物を除く）
⑥ 特許権、アプリケーションソフトウェア等の「無形減価償却資産」
⑦ 開業費、試験研究費等の繰延資産
⑧ 平成２０年４月１日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権転移リース）資産で取得価額が２０万円未満のもの

（4）申告に関しての注意事項

・昨年から資産に変わりがない場合も申告が必要です。
・課税標準額の合計が１８０万円（令和８年度以前は１５０万円）未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。
・必ず償却資産申告書と種類別明細書を併せてご提出ください。

（5）未申告又は虚偽申告があった場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第３８６条及び豊橋市税条例５７条の規定により**過料を科される**ことがあります。また、**虚偽の申告をした場合は、**地方税法第３８５条の規定により**罰金等を科される**ことがあります。

申告漏れの資産があった場合は、過年度（最大５年間）まで遡って課税されることがあります。

（6）申告の方法

①豊橋市様式により申告する場合【一般申告】

下表の留意事項及び記入例（P13～16）を必ず確認し、同封の「償却資産申告書」と「種類別明細書」を作成してください。

提出書類名	留意事項
償却資産申告書 （償却資産課税台帳）	・記入例に明示した赤枠内の項目を必ず記入してください。 ・前年中に資産の増減がない方は、「資産の状況について」欄の「2 増減なし」に○をつけてください。
種類別明細書 （全資産用・プレ申告用）	・前年中に資産の増減がない方も提出してください。

②独自様式又は電子申告（eLTAX）により申告する場合【電算申告】

下表の留意事項にしたがい、記入例（P13～16）を参考に作成してください。また、eLTAXの場合は、利用届出事前審査等の手続きが必要です。詳しくはeLTAXホームページ（https://www.lta.go.jp）をご確認ください。なお、eLTAXの操作方法等は、市では返答できませんので、eLTAXのヘルプデスク（電話：0570－081459）へお問合せください。

提出書類名	留意事項
償却資産申告書 （償却資産課税台帳）	・申告書等送付番号を必ず記入してください。 申告書等送付番号は、本市送付の申告書又は「申告のご案内」に記入してあります。 ・電算申告として取扱うと、翌年度から申告書及び種類別明細書の送付をしません。 ・送付希望の場合は「18 備考」欄に「明細送付希望」と記入してください。
種類別明細書 （全資産用・プレ申告用）	・令和９年１月１日現在の豊橋市内にある全資産について、定率法により償却計算を行い評価額を算出してください。 ・課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率、特例適用後の課税標準額を記入してください。 ・前年中に資産の増減がない場合でも、添付してください。 ・１月１日取得の場合は摘要欄に、その旨をご記入ください。

（7）申告内容に誤り等を見つけた場合

申告内容に誤り等がわかったときは、遅滞なく修正申告をしてください。

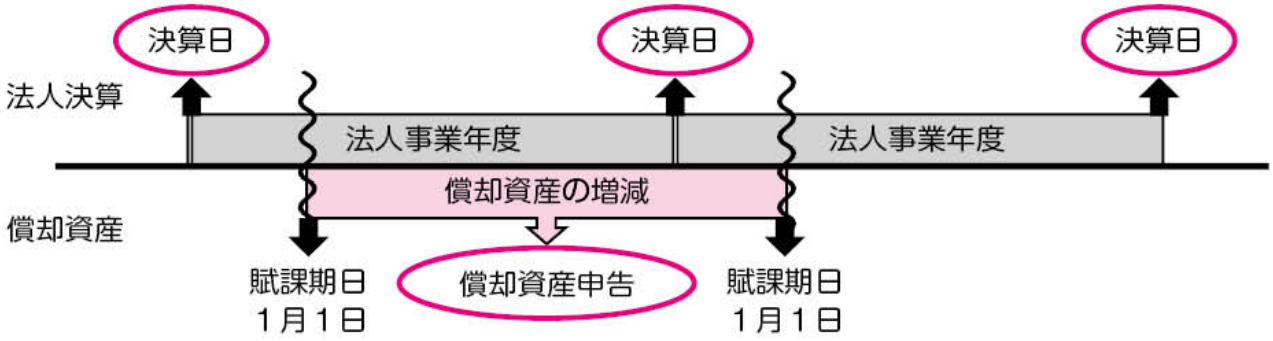
新たな申告書にて修正申告をするか、以前に提出した申告書の写し（コピー）へ赤字修正したものを提出してください。電子申告（eLTAX）の場合は、再度電子申告をしてください。

修正申告の際は、申告書の空きスペースや備考欄に「修正申告」と記入してください。

連絡いただければ、新たに申告書をお渡しすることが可能です。その際は申告書等送付番号をお伝えください。

（8）賦課期日と決算日が異なる場合

固定資産税（償却資産）の賦課期日は１月１日です。企業の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、決算日から賦課期日までの間に資産の増加・減少の異動があるときは、それらの資産の申告漏れがないようにご注意ください。



2　国税資料等の閲覧

豊橋市では地方税法第３５４条の２の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、豊橋市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認しますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もあります。

3　実地調査の実施

償却資産の申告内容が適正なことを確認するために、地方税法第３５３条及び第４０８条の規定により、電話での問合せや資料提供の依頼、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第３５４条の規定により、１年以下の懲役又は５０万円以上の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく過年度（最大５年間）分まで遡って修正することがあります。

4　国税（所得税・法人税）と固定資産税（償却資産）の違い

固定資産税の課税対象である償却資産の範囲、評価方法は、おおむね所得税、法人税の取扱いと同様ですが、一部異なる部分があるので、下表を参考にしてください。

項目	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（１月１日）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度	一般の償却資産は固定資産税定率法を適用（固定資産評価基準別表15に定められた減価率を用いる（Ｐ８参照））
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（１／２）
評価額の最低限度	備忘価額（１円）まで	取得価額の５/100
圧縮記帳の適用	認められる	認められない（国庫補助金等の圧縮額は、取得価額に算入される）
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認められる	認められない
中小企業者の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	認められる	認められない（課税対象）

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人	平成１１年１月１日以後に取得した資産（それ以前に取得した資産についてはお問合せください）	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上20万円未満	３年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人	平成１０年４月１日以後に開始された事業年度に取得した資産（それ以前に取得された資産についてはお問合せください）	10万円未満	損金算入	申告対象外
			３年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上20万円未満	３年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

5　償却資産の区分

①建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産に区分して課税されます。

○家　　屋…家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの

○償却資産…単に移動を防止する程度に家屋に取付けられたもの又は独立した機器としての性格が強いもの

※借家に取付けた建物附属設備は、すべて償却資産となります。

●区分表

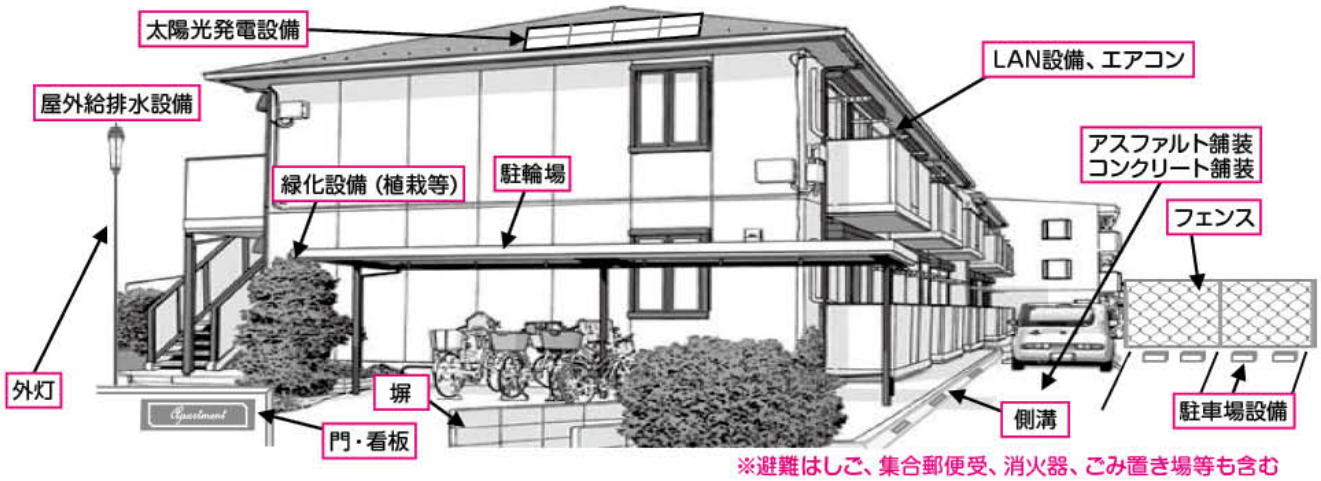
番号	所有する設備等の内容	家屋の所有関係	
		自己所有	借家
1	工場等の機械の動力源である電気設備	償却資産	償却資産
2	冷凍倉庫における冷凍設備		
3	ビル等における受変電設備、発電設備、蓄電池設備		
4	中央監視制御装置、電話交換機		
5	エアコン（家屋と構造上一体であるものを除く）		
6	ネオンサイン、スポットライト、広告塔、袖看板、ブラインド		
7	家屋から独立した給水塔・煙突、屋外に埋設されたガス・水道等の配管		
8	電気設備（1、2、4に該当するものを除く）	家屋	
9	給排水設備、高架水槽、衛生設備、ガス設備（7に該当するものを除く）		
10	冷暖房・通風設備（5に該当するものを除く）、ボイラー設備（工場等の生産設備であるボイラー等を除く）		
11	昇降機設備（エレベーター、エスカレーター含む）		
12	消火・排煙設備、災害報知設備		
13	エアカーテン、ドア自動開閉設備		
14	床、壁、天井仕上げ、店舗造作等工事一式		

②賃貸共同住宅や貸駐車場の償却資産

賃貸用のアパートや駐車場を所有されている方は、個人でも償却資産について申告が必要です。家屋と償却資産の区分にご注意ください。

●主な償却資産（耐用年数例）

アスファルト舗装（１０年）	コンクリート舗装（１５年）	門・塀・側溝（１５年）
外灯（１０年）	緑化設備（２０年）	フェンス（１０年）
屋外給排水設備（１５年）	受変電設備（１５年）	太陽光発電設備（１７年）
LAN設備（６年）	エアコン（６年）	等



③主な業種別の償却資産の区分

業種名	主な償却資産
各業種に共通するもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門扉、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、キャビネット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、ＬＡＮ設備等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、阻集器（グリーストラップ）、カウンター等
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業コインランドリー	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン等
医療業	各種医療機器（ベッド、手術台、Ｘ線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、ＣＴスキャン等）、各種キャビネット等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水装置、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館・ホテル バー・喫茶店	音響機器、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷機、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケセット、接客用家具、照明設備等
印刷業	各種印刷機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削機、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
農業	温室（ビニール張）、給排水設備、井戸、手押しの農耕用耕作機械、農耕作業用自動車（大型特殊自動車に限る）等
不動産賃貸業	ネットフェンス、宅内側溝、屋外給排水管、屋外ガス管、自転車置場、集合郵便受け、宅配ボックス、ガスタンク、石油タンク、給水タンク、浄化槽、太陽光パネル等
駐車場業	フェンス、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
太陽光発電事業	太陽光パネル、架台、配線工事、フェンス、舗装等

④自動車等と償却資産の区分

自動車等は、下表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が決まっています。償却資産の申告の対象となるのは大型特殊自動車のみとなります。

フォーク・リフト、トラクター、田植え機等の小型特殊自動車は軽自動車税の対象となり、償却資産の申告対象になりません。また、自動車税、軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等についているカーラジオ、カーナビゲーションシステム等も償却資産の申告対象になりません。

●車両の分類（道路運送車両法施行規則）と対象税目

<table>
<tr><td colspan="2">普通自動車</td><td rowspan="2">自動車税</td><td rowspan="2">申告対象外</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型自動車</td><td>二輪以外</td></tr>
<tr><td>二輪</td><td rowspan="4">軽自動車税</td><td rowspan="4">申告対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽自動車</td></tr>
<tr><td colspan="2">原動機付自転車</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型特殊自動車（下の規格表及びP11参照）</td></tr>
<tr><td colspan="2">大型特殊自動車（P11参照）
●豊橋 900 ◀
と 00-00
この数字が、0、00～09、000～099、9、90～99、900～999のもの</td><td>固定資産税
（償却資産）</td><td>申告対象</td></tr>
</table>

●小型特殊自動車の規格（基準をひとつでも超えていれば大型特殊自動車です。）

項目	長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	最高速度(㎞／h)
農耕作業用自動車	制限なし			35未満
上記以外の特殊自動車	4.7以下	1.7以下	2.8以下	15以下

※公道走行の有無に関わらず小型特殊自動車はナンバープレートを取得する必要があります。

6　災害減免

豊橋市では火災・風水害等の災害により使用目的を損じた償却資産ついて、市税条例第５１条により減免の規定を設けています。被災状況や時期により、減免の適用可否や減免割合等が異なります。被災されたときは市担当までご連絡ください。

7　償却資産台帳の閲覧

償却資産の課税明細書は納税通知書に添付されません。償却資産の課税内容を確認したい場合は、４月１日以降に資産税課（市役所東館２階）で課税台帳の閲覧をご利用ください。

手数料は、１年度１名義につき１００円となります。ただし４月１日から５月３１日までの縦覧期間は当年度分のみ無料で閲覧いただけます。

8　納期

年税額は第１期（５月）、第２期（７月）、第３期（１２月）及び第４期（翌年２月）の４回にわけて納めるか、５月に一括で納めます。

なお、納税通知書は償却資産と土地・家屋で一通の通知書となります。

9　増加償却の適用

増加償却とは、法人税又は所得税法の規定により、機械及び装置が通常の使用時間を超えて使用する場合、償却限度額を一時的に増加させることです。所轄税務署長に届出書を提出することにより増加償却が認められた資産は、償却資産も増加償却の適用が認められます。

令和８年１月２日から令和９年１月１日までの間に、増加償却を適用している資産がある場合は、申告書にその旨を明記するとともに、税務署長への届出書（写し）を申告書に添付してください。決算時期が異なるなど申告時に届出書（写し）の提出が困難な場合、税務署長に提出後、遅滞なく提出してください。

10　償却資産の評価

償却資産の評価額は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、以下のとおり計算します。なお、個々の資産は、取得価額の５％が最低限度額です。

〈計算式〉

・前年中取得資産

取得価額×（１－ｒ／２）…（ア）

・前年前取得資産

前年度評価額×（１－ｒ）…（イ）

※ｒ…耐用年数に応ずる減価率

〈計算例〉

取得年月が令和８年５月、取得価額が250,000円、耐用年数が４年の場合

令和９年度＝250,000円×0.781＝195,250円
令和10年度＝195,250円×0.562＝109,730円
令和11年度＝109,730円×0.562＝　61,668円
令和12年度＝　61,668円×0.562＝　34,657円
令和13年度＝　34,657円×0.562＝　19,477円
令和14年度＝　19,477円×0.562＝　10,946円（※）

※令和14年度で算出額が最低限度額の５％（12,500円）より小さくなるので、以降12,500円で評価されます。

償却資産減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	１－r/2(ア)	１－ｒ（イ）		r	１－r/2(ア)	１－ｒ（イ）
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

11　税額の決定

豊橋市の固定資産税の税率は１.４％（豊橋市市税条例第４１条）です。

各資産の課税標準額の合計額（1,000円未満切り捨て）に税率１.４％を乗じた額が年税額（１００円未満切り捨て）となります。

償却資産の課税標準額の合計額が１８０万円（令和８年度以前は１５０万円）未満の場合は、課税されません。（豊橋市市税条例第４２条）

12　課税標準の特例及び非課税の適用

地方税法第３４９条の３、本法附則第１５条に課税標準の特例が、地方税法第３４８条及び本法附則第１４条に非課税の範囲が規定されています。

新たに特例又は非課税の適用を受ける資産を取得した方は、以下の書類を申告書と併せてご提出ください。

・特例又は非課税該当資産であることを証する書類
・特例資産に該当する場合は「課税標準の特例に係る届出書」（注１）
・非課税に該当する場合は「非課税適用申請書」（注１）

昨年から引き続き特例又は非課税の適用を受けている場合は、再度書類を提出していただく必要はありません。

また、該当資産については種類別明細書の摘要欄に「特例」又は「非課税」と記入してください。

①課税標準の特例の対象となる償却資産の例

特例対象資産		根拠規定		特例率	添付書類
		条	項号		
ガス事業用資産		地方税法第三百四十九条の三	２項	最初の５年間 1/3	
				次の５年間 2/3	
内航船舶			５項	1/2	船舶検査証書の写し等
汚水又は廃液の処理施設		地方税法附則第十五条	２項１号	1/3（注２）	特定施設設置（使用、変更）届出書の写し
ごみ処理施設			２項２号	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し
一般廃棄物の最終処分場			２項３号	2/3	
産業廃棄物処理施設			２項４号	1/3	産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し
下水道除害施設			２項５号	4/5（注２）	除害施設新設等届出書の写し
太陽光発電設備			24項１号イ	1/3（注２）	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
風力発電設備	洋上風力（港湾法）、陸上風力（温対法・農山漁村再エネ法）		24項３号イ	1/2（注２）	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
水力発電設備	５千kW以上		24項４号	7/12（注２）	
	５千kW未満		24項１号ロ	1/2（注２）	
地熱発電設備	１千kW未満		24項３号ロ	1/2（注２）	
	１千kW以上		24項１号ハ	1/2（注２）	
バイオマス発電設備	１万kW未満		24項１号ニ		
農業協同組合等が認定新規就農者に利用させる機械装置等			33項	1/2	リース契約書の写し等
中小企業者が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した設備			42項	賃上げ表明 1.5%以上 1/2 （賃上げ表明 3%以上 1/4）	・先端設備等導入計画の認定書の写し ※先端設備等導入計画を含む ・認定経営確認等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し ・賃上げ方針を伴う計画を申請した場合、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ・ファイナンス・リースに関してリース会社が申請を行う場合、リース契約書の写し及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

②非課税の対象となる償却資産の例

非課税対象資産	根拠規定		添付資料
	条項	号	
宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物および境内地	地方税法第三四八条第二項	3号	定款、法人登記簿謄本等
直接保育又は教育の用に供する固定資産 図書館及び博物館法第２条第１項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産		9号	定款、認可証の写し等
保護施設の用に供する固定資産		10号	定款、法人登記簿謄本、認可証又は指定書の写し等 ※社会福祉事業の実施主体が一般財団法人やNPO法人等の場合は、非課税に該当する団体であることについて愛知県等から証明を取得する必要がある場合があります 【施設例】 救護施設 授産施設 小規模保育 保育所 児童養護施設 児童発達支援センター 認定こども園 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 福祉ホーム 身体障害者福祉センター 老人デイサービス 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 事業所内保育事業 等
小規模保育事業の用に供する固定資産		10号の２	
児童福祉施設の用に供する固定資産		10号の３	
認定こども園の用に供する固定資産		10号の４	
老人福祉施設の用に供する固定資産		10号の５	
障害者支援施設の用に供する固定資産		10号の６	
社会福祉事業の用に供する固定資産		10号の７	
更生保護事業の用に供する固定資産		10号の８	
包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産		10号の９	
事業所内保育事業（利用定員が六人以上）の用に供する固定資産		10号の10	

※①②の表は一部を抜粋したものです。その他のものは償却資産担当までお問合せください。
※これらの施設及び設備は、政令・総務省令により範囲が制限されているのでご注意ください。
※税制改正により、特例資産、適用期間、特例率等が変更になることがあります。

（注１）「課税標準の特例に係る届出書」及び「非課税適用申請書」の用紙は、資産税課のホームページ（https://www.city.toyohashi.lg.jp/63421.htm）からダウンロードしてください。

（注２）地方自治体が特例率を定めることができる仕組み「わがまち特例」が導入されています。詳細はお問合せください。

13　申告間違いが多い資産

（1）特殊自動車

申告対象外の小型特殊自動車を申告している事例がありますのでご注意ください。

分類	対象となる税金	申告の要否
① 小型特殊自動車（Ｐ７参照）	軽自動車税	申告不要
② 大型特殊自動車（㋐、㋑及びＰ７参照）	固定資産税（償却資産）	申告必要

㋐農耕作業用

農耕作業用の大型特殊自動車の規格		
長さ、幅、高さ	制限なし	 
最高速度	時速３５㎞を超える	
排気量	制限なし	
農耕作業用の例（乗用のもの）		
農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車　※付属品（アタッチメント）も申告が必要です。		

※手押しの作業機械（耕運機、田植え機、運搬機等）は償却資産の申告が必要です。

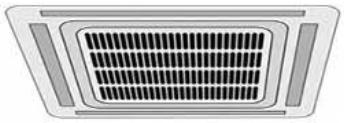
㋑その他（一般用・建設用）

その他（一般用・建設用）の大型特殊自動車の規格		
長さ	4.7ｍを超える	 
幅	1.7ｍを超える	
高さ	2.8ｍを超える	
最高速度	時速１５㎞を超える	
排気量	制限なし	
その他（一般用・建設用）の大型特殊自動車の例		
ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ※林野作業車、原野作業車、ホイール・キャリヤ及び草刈作業車も含みます。 ※リーチ式フォークリフトも含みます。 ※ショベル・ローダは、ショベルカー、バックホー、油圧ショベル、ユンボ等を含みます。		

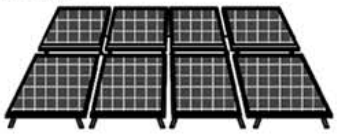
※規格が１つでも該当する場合は大型特殊自動車のため、償却資産の申告が必要です。

名称、ナンバープレートの有無、公道走行の有無に関わらず、速度と大きさで判断します。

（2）エアコン

形式	特徴	申告の要否
天井埋め込み型 （ビルトインエアコン） 	家屋と構造上一体となっている	家屋評価のため申告不要 ただし、テナントが設置した場合は申告が必要
壁掛型、据置型、天吊り型 	取付け・取外しが容易	申告が必要

（3）太陽光発電

用途	発電出力	申告の要否
個人住宅用 	発電出力10kW未満	申告不要 ただし、全量売電目的の場合は、申告が必要（※）
	発電出力10kW以上	申告必要（※） ただし、電力会社への売電を一切行っていない場合は、申告不要
事業用 	申告必要（※） 個人・法人ともに、売電等の事業の用に供している資産（工場、店舗、アパート等で使用する電気の発電設備も含む）の場合は、発電出力に関係なく、申告が必要	

※屋根材一体型（太陽光パネルぶき）は、家屋として評価されるため、償却資産の申告対象外です。
※租税特別措置法（グリーン投資減税等）に基づいて即時償却を行った資産も償却資産の申告対象となります。耐用年数は通常の耐用年数で申告をしてください。

14　eLTAXの利用について

eLTAX（エルタックス）の利用開始・利用方法は、eLTAX（エルタックス）ヘルプデスクまでお問合せください。

◆eLTAX（エルタックス）の利用の流れ

パソコンとインターネットへの接続が可能な環境が必要です。

① 利用届出 → ② 手続き完了通知 → ③ eLTAX対応ソフトウェア取得 → ④ 暗証番号変更 → ⑤ 電子申告開始

◆ホームページ：https://www.lta.go.jp　　エルタックス 検索

◆電　　話：0570-081459（ヘルプデスク）

上記の電話番号でつながらない場合：03-6745-0720

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAX（エルタックス）ヘルプデスクまでお問合せください。

15　償却資産申告書・種類別明細書の書き方

○償却資産申告書の記入例

①,②,⑥,⑪～⑬,⑰を必ず記載してください。初めて申告する方は③も必ず記入してください。その他の項目についても、可能な限り記入してください。

受付印

9年 1月12日

愛知県豊橋市長　殿

令和9年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

帳票識別コード
申告区分 ☑
処理方式 ☑
申告
⑧

所有者

1 フリガナ：とよはししいまはしちょう
住所 ①［納税通知書送付先］：豊橋市今橋町1番地2
電話番号：(0532) 51 - 2226

2 フリガナ：
公簿上の住所又は所在地：同上

3 フリガナ：とよはししょうきゃくこうぎょう
氏名 ②［法人にあってはその名称及び代表者の氏名］：豊橋償却工業株式会社　代表取締役　豊橋 太郎
屋号：

4 公簿上の生年月日又は設立年月日：

5 個人番号又は法人番号 ③：1234567890123

6 事業種目 ④：鉄工業
資本金又は出資金の額：10百万円

7 事業開始年月 ⑤：昭和54年4月

8 この申告に応答する者の係及び氏名 ⑥：経理課　豊橋 一郎
電話番号：(0532) 51-2226

9 税理士等の氏名 ⑦：今橋 二郎
電話番号：(0532) 51-2227

10 短縮耐用年
11 増加償却
12 非課税該
13 課税標準
14 特別償却又
15 税務会計上
16 青色

資産の種類	前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）
1 構築物	⑩ 863,400	⑪ 263,400	⑫	⑬ 600,000
2 機械及び装置	13,440,000	320,000	16,800,000	29,920,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	760,000		835,000	1,595,000
7 合計	15,063,400	583,400	17,635,000	32,115,000

資産の種類	※評価額（ホ）	※決定価格（ヘ）	※課税標準額（ト）	数量
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

＜評価額等＞

この欄の記入は不要です

※ただし、電算処理による申告は記入してください。

17 市（区）町村内における事業所等資産の所在地 ⑭
① 豊橋市今橋
② 豊橋市今橋
③

18 借用資産 ⑮ ☑有
貸主の名称等：㈱豊橋リース

⑯ 資産の状況について
該当する項目に○をつけてくださ
(1) 資産増減あり　2．増減なし
4．廃業・解散・転出等
5．相続・承継・吸収合併等
※新所有者の基本情報
（住所
（氏名又は名称
（個人番号又は法人番号

特例資産あり

市処理欄：申告 / 入力 / 確認

欄		記入方法
①	住所	住所に変更がある場合は、二重線で消して訂正してください。１及び２の住所が同じ場合は、２へは「同上」と記入してください。電話番号を必ず記入してください。
②	氏名	氏名等に変更がある場合は、二重線で消して訂正してください。屋号があれば記入してください。
③	個人番号又は法人番号	初めて申告する方は、必ず記入してください。※個人の方で過去に申告したことがあれば記入不要です。
④	事業種目等	事業の内容を記入してください。事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記入してください。法人の方は、資本金等の金額も記入してください。



欄		記入方法
⑤	事業開始年月	個人の方は事業開始年月、法人の方は設立年月を記入してください。
⑥	この申告に応答する者の係及び氏名	市から連絡することがありますので、必ず記入してください。個人の方で担当者が②「３氏名」欄と同一なら、「同左」と記入してください。
⑦	税理士等の氏名	税理士等が申告を代行する場合は記入してください。記入がある場合、問合せの際に優先的に連絡します。
⑧	申告書等送付番号	独自様式による申告の場合も必ず記入してください。 ※初めて申告する方は記入不要です。
⑨	短縮耐用年数の承認等	10～16の該当するものを✓してください。
⑩	前年前に取得したもの（イ）	前年までの申告に基づき、印字しています。通常、前年の申告の取得価額と一致しますが、金額に相違がある場合は、該当箇所を訂正し、その理由を⑰「22備考」欄に記入してください。※初めて申告する方は記入不要です。
⑪	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に減少した資産があれば、取得価額を種類別に記入してください。※初めて申告する方は記入不要です。
⑫	前年中に取得したもの（ハ）	今回新たに申告する資産があれば、取得価額を種類別に記入してください。※初めて申告する方は、前年前、前年中の区分をせず、申告するすべての資産の取得価額を記入。申告漏れや、移動により受け入れた資産もこの欄に記入してください。
⑬	計（イ）－（ロ）＋（ハ）（ニ）	（イ）－（ロ）＋（ハ）の計算をした取得価額を種類別に記入してください。
⑭	市内における事業所等資産の所在地	豊橋市内にある資産の所在地を記入してください。自己所有家屋でなく借家の場合は、借家を✓してください。
⑮	借用資産	リース資産・レンタル資産等の有無について、該当するものを✓してください。借用資産がある場合は、貸主の名称等を記入してください。
⑯	資産の状況について	１～５のうち該当する番号を○で囲んでください。 事業を廃止等した場合は、４を○で囲み、その年月日を記入してください。 相続・承継・吸収合併等で所有者の変更があった場合（単なる売買による所有者の変更を除く）は、５を○で囲み、その年月日、新所有者の住所、氏名又は名称、個人番号又は法人番号を記入してください。 課税標準の特例等の適用のある資産を新たに取得した場合は、その旨記入してください。

○種類別明細書の記入例

○前年までに申告した方（電算申告を除く）は今までの申告に基づき、資産を印字していますので、令和９年１月１日時点の資産と相違がないか確認してください。資産の増減がある場合、記入例に沿って記入してください。
○初めて申告する方は令和９年１月１日時点の全資産を記入してください。
○独自様式又は電算申告（eLTAX）により提出する方は、減少資産のみを抽出した種類別明細書も別途作成し添付してください。

所有者名	1 枚のうち	令和9年度
豊橋償却工業株式会社	1 枚 目	種類別明細書（全

行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 (注3) 年号	年	月	元日取得 (注4)	取得価額 (注5) (イ)	耐用年数
01		1	この欄の記入は不要です。	舗装路面	1	3	56	5		600,000	15
02	2	1		~~コンクリートベイ~~	~~1~~	~~3~~	~~57~~	~~8~~		~~263,400~~	~~15~~
03	2	2		溶接機	~~1~~ 2	4	15	6		~~320,000~~ 640,000	14
04		2		LS-540-800 旋盤	1	4	2	10		2,000,000	10
05	3	2		~~制御監視盤~~ 工場制御監視盤	1	4	25	9		10,800,000	14
06		6		応接セット	1	4	28	4		60,000	8
07		6		パソコン	1	4	30	8		700,000	4
08											
09	1	2		マシニングセンタ	1	5	8	7		5,600,000	9
10	1	2		コンプレッサー	1	5	8	11		11,200,000	12
11	1	6		パソコン	1	4	30	7		385,000	12
12											
13	1	6		複写機	1	5	7	10		450,000	5
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
				小計							

増加した資産があれば、「異動区分」、「資産の種類」、「資産の名称等」、「数量」、「取得年月」、「取得価額」、「耐用年数」を余白に記入してください。

【資産の名称】
２０文字以内で記入してください。JIS基本漢字等以外の文字を使用した場合、類似の文字に置き換えて登録します。

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

注意１　「異動区分」の欄は、１ 増加、２減少 、３訂正　のいずれかの数字をご記載ください。
注意２　「資産の種類」の欄は、１　構築物　２　機械及び装置　３　船舶　４　航空機　５　車両及び運搬具　６
注意３　「取得年月」の欄は、３　昭和　４　平成　５　令和　のいずれかの数字をご記載ください。
注意４　「元日取得」の欄は、元日（１月１日）に取得した場合には１をご記載ください。
注意５　「異動区分」が２減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」（(例)全部減少の場合は「0」が入り
注意６　「増減事由」の欄は、１ 新品取得、２ 中古品取得、３ 売却、４滅失、５移動、６その他　のいずれかの数字

【注意１～６】該当する数字等を表中に記入してください。

【取得価額 】

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用を含みます）を記入してください。併せて、以下の点にご留意ください。

・圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。

・事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください（事業占有割合による取得価額のあん分は固定資産税の評価上、認められていません）。

・店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものは、取得価額を見積もって記入してください。



帳票識別コード	XX02
申告区分	☑当初申告・□修正申告
処理方式	☑一般処理・□電算処理
申告書等送付番号	
12345678	

資産用・プレ申告用）

第二十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第十四条関係）

(ロ) 減価残存率	(ハ) 価額	※ 課税標準の特例 率	※ 課税標準の特例 コード	課税標準額	増減事由 (注6)	摘要
					4	R8.4 取壊し
					6	R8.8 一台廃棄
						名称訂正
					1	
					1	
					5	豊川支店より R8.5 移動
					6	前年度申告漏れ

この欄の記入は不要です。

※ただし、電算処理による申告は記入してください。

工具、器具及び備品　のいずれかの数字をご記載ください。

ります）を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
字をご記載ください。

資産が減少した場合は、二重線を引き、摘要欄に除去年月と理由を記入してください。

一部減少の場合は、「数量」及び「取得価額」を訂正してください。

内容に修正があった場合、該当箇所に二重線を引いて訂正し、その理由を摘要欄に記入してください。

申告漏れがあった場合、対象資産を余白に記入し、摘要欄に「〇年度申告漏れ」と記入してください。

【摘要】

課税標準額の特例が適用される資産、短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産についてその旨を記入してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や資産が増加した事由について特記すべき事項がある場合は、その旨を記入してください。

16　Q＆A　～よくある質問～

Q１　事業の用に供するとは何ですか？

A１　「事業」とは、一般に一定の目的の行為を継続、反復して行うことをいいます。
必ずしも営利又は利益を得ることが目的である必要はありません。また、「事業の用に供する」資産には、遊休・未稼働・簿外・償却済み資産等も含まれます。

Q２　取得価額に消費税を含めますか？

A２　税務会計上で採用している経理方式により異なります。
所得税及び法人税で税抜経理方式を採用している場合は、消費税額を含まない金額が取得価額です。税込経理方式を採用している場合は、消費税額を含んだ金額が取得価額です。

Q３　資産の増減や異動がなく、昨年と同じ申告内容でも申告は必要ですか？

A３　必要です。
賦課期日の１月１日現在、豊橋市内に償却資産を所有している方は、資産の増減や異動がない場合でも、申告が必要です。

Q４　廃業した場合でも申告が必要ですか？

A４　必要です。
申告書右下の「資産の状況について」にある「４．廃業・解散・転出等」の「廃業」を○で囲み、廃業した年月日を記入してください。

Q５　相続をした場合どのように申告しますか？

A５　申告書右下の「資産の状況について」にある「５．相続・承継・吸収合併等」の「相続」を○で囲み、相続した年月日、新所有者の基本情報を記入してください。

Q６　間違った内容を申告してしまいました。どうすればいいでしょうか？

A６　再度、正しい申告書を作成し、提出してください。（Ｐ３（７）参照）

Q７　申告書を書き間違えてしまいました。どうすればいいでしょうか？

A７　二重線を引き、余白へ正しいものを記入してください。
誤字や汚れが多い場合、申告書を再送しますので、ご連絡ください。

Q８　前年の申告内容に誤りがあった場合、どうすればいいですか？

A８　該当箇所に二重線を引き、正しい金額を余白に明記するとともに、その理由を「22備考」欄に記入してください。必要に応じて前年度の修正申告をしてください。

Q９　課税標準の特例や非課税の適用を受けるにはどうすればいいでしょうか？

A９　新たに特例又は非課税の適用を受ける資産を取得した場合、「課税標準の特例に係る届出書」又は「非課税適用申請書」を作成し、特例又は非課税該当資産であることを証する書類を添付し、申告書とともに提出してください。また、種類別明細書の当該資産の摘要欄に「特例」又は「非課税」と記入してください。

Q10　耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産も申告が必要ですか？

A10　必要です。
その資産が実際に事業に使用できる状態にある限り申告の対象となります。

Q11　中小企業者特例を用い一時に損金算入した資産は申告が必要ですか？

A11　必要です。
会計処理の方法によって申告が不要な資産は、「１０万円未満の資産のうち、一時に損金算入する資産」及び「２０万円未満の資産のうち、３年で一括償却する資産」の２点のみです。

Q12　税金はかかっていません（免税点未満）が、毎年申告は必要ですか？

A12　必要です。
課税標準額が１８０万円（令和８年度以前は１５０万円）未満の場合は課税されませんが、事業を継続している限り、毎年申告する必要があります。なお、この課税されない基準となる１８０万円の課税標準額を「免税点」と呼びます。

Q13　申告書や納税通知書の送付先を住所地とは別の場所にしたい場合は、どうすればいいですか？

A13　償却資産申告書の「1 住所」欄に、希望する送付先を記入してください。
住所に変更がある場合は、記載の住所に二重線を引き、変更後の住所を記入してください。

Q14　中古資産の耐用年数がわからない場合は、どうすればいいですか？

A14　中古資産は見積耐用年数を算定することが困難な場合に限り、次の簡便法により耐用年数を算出することができます。

・法定耐用年数の全部を経過した資産
　法定耐用年数×２０％＝耐用年数
・法定耐用年数の一部を経過した資産
　法定耐用年数－経過年数＋(経過年数×２０％）＝耐用年数

なお、これらの計算により算出した年数に１年未満の端数があれば、その端数を切り捨て、その年数が２年に満たなければ、耐用年数は２年とします。

Q15　建物工事一式で減価償却している場合は、どのように申告すればいいですか？

A15　「建物工事一式」として税務会計上減価償却している場合は、「工事請負見積書」等から対象資産を選別し、家屋を除き償却資産に該当する資産を申告してください。

Q16　昨年から共同住宅（アパート）と貸駐車場の経営（不動産賃貸業）を始めました。新築した家屋は評価を受けましたが、償却資産の申告が必要ですか？

A16　必要です。
家屋の評価は、家屋に対する税金を算出するための評価になります。家屋以外の減価償却資産について、申告が必要になります。（Ｐ５参照）

Q17　国税（所得税・法人税）の申告にあわせて申告してもいいですか？

A17　１月３１日までに申告してください。
地方税法第３８３条の規定により償却資産の申告は、賦課期日（１月１日）における当該償却資産を、１月３１日までに申告しなければなりません。（令和９年度は２月１日）

Q18　eLTAXが上手く操作できません。どうすればいいですか？

A18　市では対応できませんので、eLTAX ホームページの「よくあるご質問・お問い合わせ」（https://www.lta.go.jp/otoiawase/）をご覧いただくか、ヘルプデスク（０５７０－０８１４５９）へお問合せください。前記の番号でつながらない場合（０３－６４７５－０７２０）

【ご確認ください＜提出前チェックシート＞】

□償却資産申告書の必要事項を記入されていますか？

□種類別明細書の確認・修正をされていますか？

□種類別明細書に記入した資産は、すべて豊橋市内の資産ですか？

□増加した資産の耐用年数を記入されていますか？

□（初めて申告する方を除き、）償却資産申告書・種類別明細書に申告書送付番号を記入されましたか？

□独自様式又は電子申告（eLTAX）で提出する場合で、前年中に資産の減少がある場合、減少資産のみを抽出した種類別明細書を添付されていますか？

□提出物はすべて準備できましたか？

　□償却資産申告書

　□種類別明細書

　□その他必要書類（新たに特例又は非課税の適用を受ける資産を取得した場合等）

＜お知らせ＞

機器の老朽化と、電子化の推進のため、令和８年１月１日以降、償却資産申告書と種類別明細書の様式が複写式ではなくなりました。したがって控えの発行をいたしませんので、予めご理解をお願いいたします。

受付印を押印した控えが必要な場合は、今回（令和９年度分）については以下のものを持参又は同封すれば、対応をいたします。

・申告書のコピー

・切手貼付の返信用封筒（郵送の場合）

※資産税課窓口でのコピー機の貸出しはありません。

※申告書に受付印を押した後、本人等がその申告書をコピー・撮影したいと申し出てもお断りしています。

◎ 提出・問合せ先 ◎
〒440－8501
豊橋市今橋町１番地　豊橋市役所
東館２階　資産税課　⑳窓口　償却資産担当
ＴＥＬ　0532－51－2226
ＦＡＸ　0532－56－5088
Email shisanzei@city.toyohashi.lg.jp